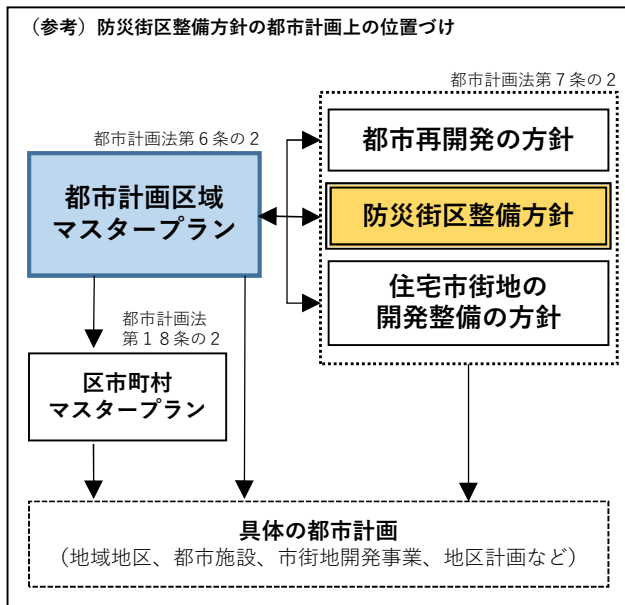


1 防災街区整備方針とは

防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発(※)又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、安全で安心して住め、かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生を図ることを目的に策定するものである。

同方針では、
 (1) 防災再開発促進地区
 (2) 防災公共施設
 を定め、防災街区の整備に資する事業・制度等を重点的に展開することにより、防災街区の整備の促進を図る。

※本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業(不燃化推進特定整備事業など)等を含むものである。



2 今回の変更点

(1) 防災再開発促進地区

防災再開発促進地区は、東京都「防災都市づくり推進計画」の整備地域等の木造住宅密集地域を中心とした地区で、かつ重点的に防災上の取組を実施する、もしくは実施する予定のある地区を指定するものである。

既指定の5地区は、整備地域や地域の防災上の危険度を相対的に示す地域危険度の高い地域であり、防災上の取組を実施している地区であるため、引続き、建築物の不燃化、防災街区の整備を促進する地区として指定する。

新規地区は、新たに整備地域等の指定地区及び、防災街区の整備に資する事業等の導入が確実に見込まれている地区がないため、追加指定しない。

【地区名】

- 新.1 若葉・須賀町地区
- 新.2 西新宿地区
- 新.3 北新宿地区
- 新.4 上落合地区
- 新.5 赤城周辺地区

地区の変更なし

概要欄の時点修正

(2) 防災公共施設

既指定の1施設は、防災街区整備事業が既に導入されている地区にある公共施設であり、引続き延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備する公園として指定する。

本施設は令和5年3月に完成予定である。

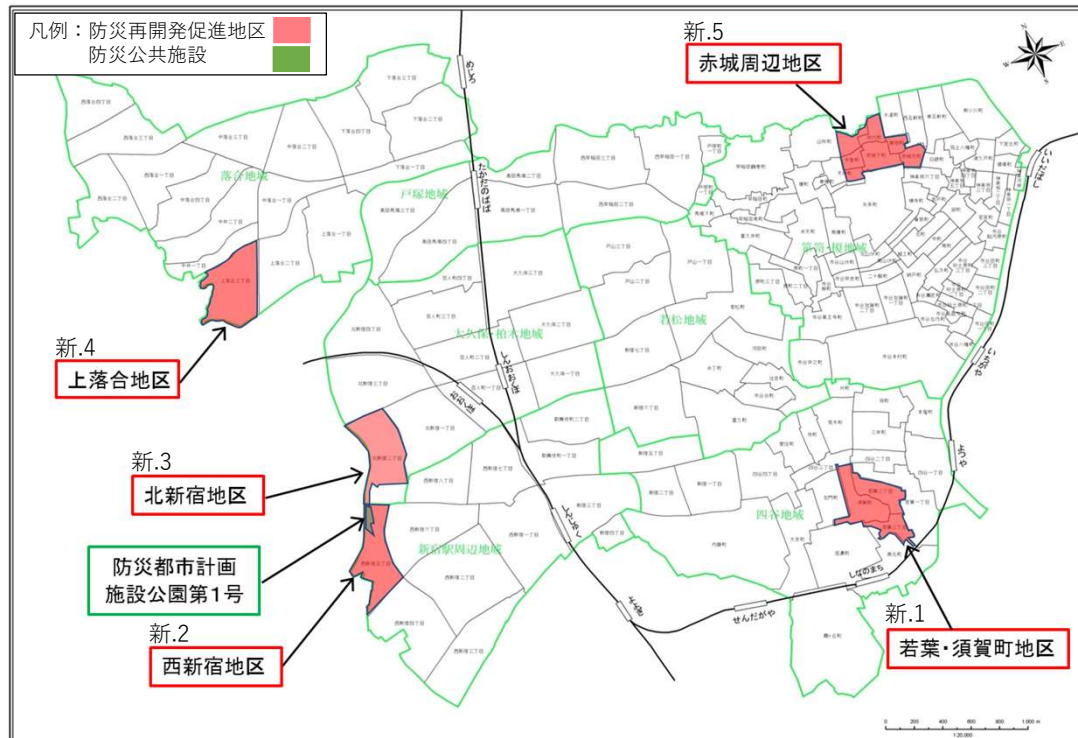
【地区名】

- 新.2 西新宿地区
 防災都市計画施設公園 第1号

施設の変更なし

概要欄の時点修正

3 総括図



4 これまでの流れと今後の予定

新宿区実施 東京都実施

